

介護保険制度の運営基盤の強化と適正な制度確立を求める件

現在、社会保障制度改革国民会議において、公的年金、医療保険、介護保険並びに少子化対策に係る総合的・集中的改革のための議論が行われており、本年8月までに改革の基本的方向性が定まり、平成27年4月には介護保険法が改正される予定となっている。

介護保険制度は、導入以来さらなる高齢化が進行する我が国において、超高齢社会を支える仕組みとして必要不可欠なものとなっているが、本市をはじめ被災地においては、長引く避難生活による要介護等認定者の増加も危惧されている。また、介護職員の処遇環境の課題等から、サービス実施に要する人員の確保も難しく、事業者がサービス提供を休止せざるを得ない状況もある。

こうした状況の中、保険料の基準額は制度開始時に比べ2倍近くとなるなど、当該制度を取り巻く環境はここへきて一段と厳しさを増しており、制度の信頼性の確保は喫緊の課題である。

よって、国会及び政府におかれては、平成27年度の介護保険制度の改正に向けて、制度の運営基盤が強化され、利用者本位のより適正な制度が確立されるよう、下記の措置が迅速に講じられることを強く要望する。

記

- 1 職員の処遇改善のための介護報酬の抜本的な改善など、長期にわたり安定的に看護・介護人材の確保を可能とするための施策をより推進させること
- 2 安心してサービスが受けられる介護保険制度を確立するため、保険の給付範囲や公平負担の観点での施策の見直しにあたっては、低所得者に配慮するとともに、個々の状態に応じた適切なサービスが不足なく受けられるような仕組みとすること
- 3 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、利用者に良質なサービスが提供されるよう、24時間対応の訪問サービスや認知症施策の充実等を図るとともに、居住系施設においても入居者のニーズに合わせた良質なサービスが保障されるよう、特別養護老人ホームなどの計画的整備を促進するための各種施策を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 様

仙台市議会議長 佐藤正昭